

令和7年度 浜田市雇用対策協定に基づく事業計画

浜田市と島根労働局は、「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」の実現に向けて、それぞれの強みを活かして密に連携し、協定の第2条に基づき、令和7年度に実施する事業は次のとおりとします。

1 若者（学生、U・Iターン者、就職氷河期世代等）、女性活躍の推進・ひとり親に関する取組

浜田市が抱える最重要課題の1つが「人口減少」であり、特に若い世代の減少が著しい状況にあります。

若者の移住定住を促進するためには、市内に住む若者が「住んでよかった」と感じる浜田市にすることが必要であり、そのために魅力のある企業の誘致や既存企業の学生等若者、女性・ひとり親などへのさらなる情報発信を積極的に行い、市内企業への就職促進を図ります。

（1）連携して推進する取組

ア 企業説明会（誘致企業を含む）、会社見学会等のイベント開催

浜田・江津地区雇用推進協議会と連携し、地元企業に関する生徒・保護者・進路指導担当教諭の関心を向上させるため、地元企業の担当者から直接会社概要や仕事の内容等に関する説明会を開催する。

イ 地元就職者の定着促進

新規学卒者については、入社後早い時期にハローワーク職員の訪問による定着支援、就職者と直接面談する機会を確保することで、職場で抱える悩み等に関する助言、解決方法などを提案し、安易な離職を防止する。

ウ U・Iターン者への支援

U・Iターンを検討する際、移住先での居住場所や就職先の確保が極めて重要であることから、住居探しについては浜田市定住担当課が、仕事探しはハローワーク浜田がそれぞれ役割分担して対応していく。

エ ひとり親家庭への就職支援

浜田市は、支援対象者の状況を総合的に把握し、就労意欲の喚起、ハローワーク浜田への適切な誘導等、必要な支援を行う。ハローワーク浜田は、支援対象者への求人情報の提供、職業紹介、職業訓練の受講あっ旋、求人開拓、担当者制及びきめ細かなチーム支援を適切に実施し、また、必要に応じて就労後のフォローアップを実施するほか、浜田市の要請に基づき巡回相談を行う。

夏季の巡回相談においては、「ひとり親全力サポートキャンペーン」（仮称）として浜田市と連携して実施する。

（2）それぞれが実施する取組

① 浜田市

ア 若者支援ファンド事業

若者の生活や起業等を支援することで、「若者が暮らしたいまちづくり」に繋げる。

イ 「はまだぐらし」「働こう@浜田」などウェブサイトの運営

移住・定住情報サイト「はまだぐらし」や企業の魅力発信・求人ポータルサイト「働こう@浜田」により、浜田市で活躍される企業や人を紹介する。

ウ 「浜っ子LINEクラブ」の運営

LINE公式アカウントの運営により、浜田市のイベント情報等を配信する。

エ 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定制度の推進

子育て等に優しい職場づくりに積極的に取り組む企業等を認定し表彰や公式HPでの公表を行う。

② 労働局

ア 地元企業に対する高卒求人の早期提出依頼及び良質求人の確保

地元企業と地元高校生とのマッチングを推進していくため、県外企業からの求人に遅れをとらず、生徒の夏休み中の進路選択決定時期よりも早く求人が提出されるよう働きかけを行う。併せて、良質求人となるよう求人内容に関する助言指導を行い、生徒のニーズに応じた求人の確保に努める。

イ ユースエール認定企業の開拓、周知広報

若者の雇用管理が優良な中小企業（ユースエール認定企業）について、積極的な開拓に努め、若者、保護者及び学校関係者等に向けた幅広い周知広報を行うことで、地元就職の促進を図る。

ウ 就職氷河期世代の方、若年フリーターへの安定就職の支援

就職氷河期世代のうち不安定な就労状態にある方に対して、担当者制によるきめ細かな支援を行い、安定就労に向けたマッチングを推進する。

エ U・Iターン者の採用に積極的な企業及び農業人材募集企業の情報発信

U・Iターン者の採用に積極的な企業の求人について、求人票に表示するほかハローワーク浜田LINEにより情報発信を行う。農業人材募集企業の求人についても、同様に幅広く情報提供を行う。

オ 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓

子育て世代の希望条件に合致する労働時間や休日面に柔軟性のある求人の開拓を積極的に行う。また、既存の求人に対する求人条件緩和指導を行い、子育て世代の応募機会の拡大に努める。

カ スキルアップのための公的職業訓練の活用促進

仕事と育児の両立を希望する方の再就職の可能性を広げるため、希望条件に応じた職業訓練コースの受講を勧め、再就職に役立つ技能習得やリスキングを行う。

キ 女性の活躍促進に積極的に取り組む企業に対する「えるぼし認定制度」や「くるみん認定制度」、「両立支援等助成金」の周知

女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍しやすい職場環境の整備を進めていくため、主に地域の中小企業事業主を対象に認定制度、助成金制度の周知を行う。

(3) 目標

○ 新規学卒者地元就職者数の確保

50人

- U・I ターン者数 210 人/年
- ハローワーク浜田の紹介による若者の就職件数(新卒者を除く 35 歳未満の浜田市居住者) 330 件
- ハローワーク浜田の紹介によるひとり親家庭の就職件数 P 件(新設)

2 介護・福祉人材確保に関する取組

高齢化の進行が続く中、介護・高齢者施設利用者は今後も増加が見込まれます。ハローワーク浜田においても恒常的に当該業種からの求人数が多く、人手不足分野の 1 つとなっています。

よって、施設等で働く介護・福祉人材の確保に相互が連携して取組む必要があります。

(1) 連携して推進する取組

ア 「就職面接会（企業説明会）」の開催

人材確保を進めている介護事業者と介護関係職種を希望する求職者を集め、集合型の就職面接会（企業説明会）を実施する。

参加企業には自社のアピールを行う機会、求職者には興味のある複数の企業と面談ができる機会を提供する。

(2) それぞれが実施する取組

① 浜田市

ア 介護人材確保・定着対策事業周知

介護保険事業所が行う人材確保・定着対策に対する支援を行う。

イ 就職面接会（企業説明会）の市民への開催周知

市内公共施設への周知用リーフレットの配置や広報誌への開催記事掲載等により開催周知を行う。

② 労働局

ア 就職面接会（企業説明会）参加企業の確保

ハローワーク浜田に求人を提出している介護事業者に参加勧奨を行い、10 社程度の参加事業所を確保する。

イ ハローワーク浜田に求職登録している者等への開催周知

ハローワーク浜田窓口での参加勧奨や、労働局ホームページ及びハローワーク浜田の LINE により開催周知を行う。

また、介護系の公的職業訓練を実施している機関があれば、訓練実施機関に対し受講生の参加依頼を行う。

(3) 目標

- 参加求職者 30 人以上
- ハローワーク浜田の紹介による参加企業への就職者数（浜田市居住者） 6 人

3 高齢者等（55 歳以上）に関する取組

浜田市の人口が減少する中で働く意欲のある高齢者等が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく働くことができる雇用環境を整備することが重要であり、企業の支援や高齢求職者に対す

る再就職支援をより一層充実していく必要があります。

(1) 連携して推進する取組

ア 浜田市シルバー人材センターの周知

時間や休日に柔軟性のある働き方を通じて地域に貢献することを希望している高齢者等に向けて、シルバー派遣事業に関する周知広報を行っていく。

(2) それぞれが実施する取組

① 浜田市

ア 社会参加の推進

積極的に社会と関わり、自分らしく自立して生きていくライフスタイルを持つことで、いきいきと心豊かに生活することができると考え、高齢者クラブ連合会やシルバー人材センターと連携しながら、高齢者等が積極的に社会参加や地域づくりに貢献できるように支援する。

② 労働局

ア 「シニア応募歓迎求人」の開拓による高齢者等の就職促進

就労意欲のある高齢者が積極的に応募できるよう、「シニア応募歓迎求人」の開拓に努め、面接機会の拡大及びマッチングの促進を図る。

イ 高年齢者雇用確保措置、就業確保措置の推進

管内企業については、引き続き雇用確保措置の推進に取り組んでいくとともに、法律の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能となるよう就業確保措置の啓発・普及を行っていく。

(3) 目標

- シルバー人材センター会員の確保 499 人
- ハローワーク浜田の紹介による高齢者等の就職件数（浜田市居住者） 370 件

4 障がい者に関する取組

ハローワーク浜田管内の障がい者実雇用率は3.79%（令和6年6月）となっており、法定雇用率2.5%を上回っているが、法律改正により、令和8年7月には2.7%に法定雇用率が引き上げられます。

障がい者が地域でいきいきと自立した生活をおくるため働く意欲のある人が、その特性に応じ能力を十分に発揮できるよう、支援に取り組む必要があります。

よって、障がい者の働く場の確保、障がい者雇用に取り組む企業への支援を実施します。

(1) 連携して推進する取組

ア 浜田圏域自立支援協議会における連携

労働関係機関と保健、医療、福祉、教育関係機関と連携を図るため、自立支援協議会において情報交換を行っていく。

イ 障がい者就職面談会の開催

企業と障がい者の出会いの場を創出するため、浜田市とハローワーク浜田は共同で「障

がい者就職面談会」を開催し、障がい者の態様に応じたマッチングを推進する。

(2) それぞれが実施する取組

① 浜田市

ア 障害者就労支援施設等への支援

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条に基づき、物品等の優先調達を図る。

② 労働局

ア 関係機関と連携した障がい者の就職促進及び職場定着支援

就業・生活支援センター（レント）、発達障がい者支援機関（ウィンド）等障がい者就労支援機関との連携体制を維持し、対象者1人1人の態様に応じたきめ細かな支援を定着支援まで一貫して行う。

イ 法定雇用率未達成企業に対する指導及びマッチング促進

訪問指導により障がい者雇用に係る課題を確認し、企業内理解促進のためのセミナー等の開催、対象者に対しては支援機関と連携した同行支援等を実施する。

また、未達成企業に対しては、積極的に就職面談会等への参加を要請し、マッチングを推進していく。

ウ 障害者雇用優良中小企業主認定（もにす認定）制度の周知及び開拓

配慮事項や環境整備に優れている優良企業を輩出し、障がい者雇用における地域のロールモデルとして広く周知を行い、障がい者雇用促進に向けて地域全体の機運の醸成を図る。

(3) 目標

- | | |
|---|-------|
| ○ 福祉施設から一般就労への移行 | 11 人 |
| ○ 浜田市内企業の法定雇用率達成率 | 80.0% |
| ○ ハローワーク浜田の紹介による障がい者の就職件数（浜田市居住者） | 95 件 |
| ○ 障がい者就職面談会の参加者 40 人 参加求職者の就職者（浜田市居住者） | 4 人 |